

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成25年6月14日（金） 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後 1時26分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功  
副委員長 永井 学  
委員 高野 剛 浅川 力三 望月 勝 保延 実  
齋藤 公夫 樋口 雄一 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 上田 仁 県土整備部次長 大野 昌仁  
県土整備部技監 河西 秀樹 県土整備部技監 野中 均  
総括技術審査監 小野 邦弘 県土整備総務課長 末木 鋼治  
美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司 建設業対策室長 遠藤 正記  
用地課長 清水 豊 技術管理課長 手塚 岳生  
道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 細川 淳  
道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 小池 厚  
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 水上 文明  
建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明  
森林環境部理事（林業公社改革・最終処分場）高木 昭  
森林環境部次長 石原 三義 森林環境部技監（林政） 佐野 克己  
森林環境総務課長 芹沢 正吾 大気水質保全課長 山口 幸久  
環境整備課長 保坂 公敏 みどり自然課長 上島 達史  
森林整備課 江里口 浩二 林業振興課長 田邊 幹雄  
県有林課長 島田 欣也 治山林道課長 小林 均

議題 （付託案件）

- ※第77号 山梨県道路法施行条例中改正の件
- ※第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第80号 契約締結の件
- ※第81号 変更契約締結の件
- ※第82号 変更契約締結の件
- ※第83号 訴えの提起の件

※請願第25-4号 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第25-4号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時03分から午前11時17分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午前11時32分から午後1時26分まで森林環境部関係（午後0時04分から午後1時00分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。  
県が出資している法人の経営状況に係る審査を、引き続き6月17日の午前10時から行うこととした。

## 主な質疑等 県土整備部関係

※第77号 山梨県道路法施行条例中改正の件

質疑

永井副委員長 (1)の②なんですけれども、高速道路と自動車専用道以外で食事施設、購買施設を設けることができるということで、1平方メートル当たり1年間ということなんですけれども、市町村が例えば県道とかそういったところを使用する、1日だけのイベントみたいなものに関しての利用料金というのは、この形だと、どういう形になるのでしょうか。

鈴木道路管理課長 一時的な占用につきましては、まず道路の占用というのは、道路法の第32条で、その物件が決められておるんですが、その中で、第32条の6項というところに、「露天、商品置場その他これらに類する施設」ということで、そういうものは一時的なイベント、あるいは祭礼、そういったときに設けるというので、そこで占用の許可を取ってから利用料をとることになります。  
以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第80号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第81号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第82号      変更契約締結の件

質疑

永井副委員長      先ほどの1工区の部分のところと同じような話なんですけど、今回、D1という地質だということで最初、検査をしたということなんですけど、途中から岩盤がCⅡになったということで、安くなるのは大いに結構なんですけれども、この地質というのは大体、掘ってどれぐらいでわかるものなんですか。  
ほんとうであれば、最初からわかっていれば一番いいと思うんですけども、こういう調査というのは結構難しく、こういう変更というのは、よくあることなんでしょうか。

大久保道路整備課長    施工前の調査でございますけど、この坑口部分については100メートル位は、実際に坑口面からボーリングを行うことで、入口部だけが確認できる。中については、一般的ですが、弾性波探査を行います。これは人工的な震動を起こしまして、トンネルの上、山の尾根、そういったところで計測をしています。各ポイント、トンネルの中の岩盤を伝わる速さで、速いほどかたい、遅いほどやわらかいと言うことができる。それと、あとは現場の山全体の状況を見たり、既存の資料を見たりして、大体この山はこのぐらいのかたさということで推計しています。

実際に掘っていきまして、その掘った部分の掘削面、これは、鏡面と言っているんですけど、そこの判定をきちっと出して、これは、例えばハンマーでたたいたり、亀裂が多い、水が出ている、剥離があるとか、いろいろな要素を総合的に判断しまして、岩盤の等級を決めていくという状況です。

また、トンネルの場合、今言ったように、中心部の部分でわからない部分がありますので、変更は多いというふうに考えています。

永井副委員長      わかりました。ありがとうございます。

高野委員            1、2工区へ関連することですが、あと30メートル残しているということで、今、事業はどうなっているんですか。

大久保道路整備課長    現地の状況ですが、2工区で30メートルが残っている。ここで、非常にかたい岩盤が出てきまして、そこで、これまで機械のみで掘削をしておりましたが、機械だけだと掘削が難しいということで、今そこで補助的な発破の準備をしております。来週から、発破をかけまして工事を進めることとしております。当初、機械掘削ということで、発破の説明を地元にしておりませんでしたので、改めて発破を使うということで了解を受けまして、来週から、補助的な発破をし、掘削工事はこれまでと同じようにしたいと考えています。

高野委員            当初、18億円で契約して、17億円で例えば変更になったと。減額では、まだいいんだけど、もしこれが18億円で契約したものが19億円になったと

いったときに、仮契約の後というものは、増額の場合では多分、1回仕事をとめないとならないのではないかと。そういう意味で、ちょっと聞いているんだけど。

減額と増額の部分で、かなり変わってくると思うんだけど、もし、これ、増額になるような場合は、仮契約をして、議会の承認を得なければならないという部分も、可能性としては出てくるわけだ。そういう場合に、例えば計算してふえるため、6月にとめた。そうすると、9月まで議会承認は受けられないのではないのか。

そういうことを考えると、これは議会承認、金額内での変更だから、まだ問題はないと思うんだけど、必ずしも予算内ではない場合も、例えば変更でふえる場合もある。そういうふえる場合なんかには、工事を、じゃ、とめるのか、例えば進ませるのか、その辺の部分は、県土整備部では、どういうふうを考えているのか。

大久保道路整備課長 減額の場合は、このとおりだと思うんですが、確かに増額で、請負額を超えてしまう場合は議会の承認を得た以上のものになりますので、これはできないと考えています。

そこで、掘削がまずありまして、通常、覆工という作業がある。掘削の後、コンクリートを施工するわけですが、掘削で大体変更が生じますので、掘削の実施は先行させて、その状況を見ながら覆工のスピードを調節するという事です。全体として、掘削が終わる、あるいは掘削が終わる手前で、おおむねの岩盤の状況がわかるということになった時点で、さらに全体の請負契約額を上回らないということに対応していくというふうを考えています。

高野委員 普通は、ある程度トンネル掘削と同じスピードで覆工も進むのではないかと。言うことはわかるけれど、覆工も一緒に進める場合では、行き過ぎてしまったということも十分あり得るのではないかと。例を言うわけではないけど、その辺は、どういうふうにか考えるのですか。

大久保道路整備課長 まず掘削を先行して、覆工をコンクリートで最終的にやりますから、その施工間隔の問題だと思うんです。いつごろ入るかということ。工事金額の増額ということが予想される場合となれば、議会承認が必要でございますので、できるだけ、覆工に入るタイミングをある程度想定して行っていく。それは、掘削が先行しまして、ある程度悪いところが、どうも続きそうだと、連続しそうだというときに判断して入っていくことで対応しています。

高野委員 例えば、その部分で、ふえるという部分になったときに、1カ月、2カ月、とまってしまう。例えば金額がふえて、工期が同じであれば、絶対仕事は進み切らないと思う。常識から考えて。今回は減るからいいけれど、そういうふえるとか、減るとかという、こういう問題は、要するに当初、議会承認で契約案件、議会承認案件ということなんだけど、この今言った変更においてふえるとか、減るとか、こういうものがあつた場合には、普通の事業では何%前後というのは、変更契約で工事が完成してから進めるということではないのか。

大久保道路整備課長 委員がおっしゃられるとおり、5億円以下の工事については、3割以内の範囲の中で、変更契約を進める。それと、この契約案件は、請負額を上回らないということで、そこで違いがあるというふうには認識をしています。そこで今、先ほど委員がおっしゃられたような問題が想定されるということでござ

いますし、当然そういうことが起こり得ると思っておりますので、その中で、現場の中で対応するとすれば、先ほど申しましたように、工事全体の工期の中で、上回らないようなやり方を工夫していただくということを今現場では行っています。

高野委員 5億円以上の仕事に対しては、こういうことだと。たまたま今回は減額だからいいけど、もしこれが増額になって、工期も、例えば足りなくなってしまうということも、十分にあり得る。あまりしつこいこと言っても申しわけないから、山梨県がそれに合っているのか、合っていないのか、その辺だけ。

上田県土整備部長 先ほどからトンネルの話もありましたけれども、そのほかのものについても、いわゆる議会の承認をいただいて工事をやっていきます。いろんな要素の中で不可抗力があったり、今言ったように地質がわからない場合には、金額が当然、増加することもあるわけです。ですが、今の制度でいうと、議会の議決をもらっているのが幾らということであれば、それを超えて先に工事をやるということはできない。ですので、今、大久保課長が言ったように、ちょっとこっちのをやりたいんだけど、ちょっと待っているとかが、それがあまりいけば中止をせざるを得ない、議会の次の議決をもらうまでは動けないというのが、今の制度では、そうなっています。

以上です。

高野委員 あまりしつこく聞けないんだけど。今の制度がそうなんだけど、要するに、それはかなり無理な場合が出てくると思う。だから、その辺は、ある程度委員会でも協力体制をとるような形をしたいと思いますし、そのことについて、県土整備部全体がどういう考えを持っているのか。トンネルか、長い延長の橋ぐらしか、5億円以上なんてものはないと思うし、その辺でまた、よく委員長と相談をしてください。

上田県土整備部長 我々、執行部とすると、そういうふうにしていただけると、現場のほうもスムーズにいけるといふ部分もあると思います。よく他県の事例なんかも調べたりして臨ませてもらえばと思います。どうぞよろしくお願いします。

齋藤委員 今の高野委員にも関連するかもしれませんが、入札する前に、入札趣意書というものが添付されておると思います。入札するときの趣意書。そういう、工事の、こうなった場合は入札変更をどうするかということ、入札前に業者に、そういうものを添付していないわけですか。

大久保道路整備課長 今おっしゃられた部分というのは、変更契約の部分ということでよろしいでしょうか。岩盤の現場の状況が変わった場合は、それらの変更ができるということで、契約書あるいは契約約款に記載しています。

金額の話につきましては、契約に基づくということでございますので、その契約書に金額が入っております。この工事について、この金額で、この工期内ということ、それは契約内容ということでございますので、そのもの自体が、言われてきたような書面となっております。

齋藤委員 それはわかるわけですが、事前に入札する前に、例えばそういう特殊な工事の場合は、業者に対して、そういう附帯項目をつけて入札する場合があるわけなんですよ。どのぐらいの範囲までは、要するに、業者の責任でやりなさい

とか、そういうことはないわけですか。そういう附帯、入札趣意書の中に、そういう項目は全然うたっていないわけなんですか。その辺をちょっと聞きたいわけですよ。

大久保道路整備課長 通常の契約については、契約書、それと契約約款ですね。特殊な状況になるという場合については、設計書の後ろに特記仕様書というものを契約書の後ろに添付する。それも契約書類の一環ということで、それで対応するということです。

齋藤委員 では、今回の入札に際しては、そういう特記がしっかり明記してあって、入札してあったのかどうなのか。その辺をもう一度、確認しておきたい。

大久保道路整備課長 先ほど申しましたように、この金額を超えたら云々ということは、特に明記をしてございませんで、あくまでも工事の金額がこの金額と工期でということ、表現していると考えています。

齋藤委員 ちょっとその辺がわからないけど、例えば、その特記の中には、現状で入札しますと。例えば18億円幾らで入札、金額が出ます。その特記の中には、その脆弱な地質のいかんによっては契約変更もあり得るとかという、そういうことの特記がちゃんと書いてあるわけなんですか。

大久保道路整備課長 業者の責任に負わないもの。つまり、地質が変更する、これは業者の責任ではないので、これは、契約の中で変更できるとなっています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑

(公共工事の設計労務単価の改定について)

安本委員 私、2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。最初に公共工事の設計労務単価、それから低入札価格の調査基準価格の改定についてお伺いをしたいと思います。

国交省は3月末に公共工事の予定価格を算出する際の建設業職人の基準賃金となります公共工事の設計労務単価、これ、全国平均で前年度比15%を超える大幅な増額をするというふうに発表いたしました。全職種平均、労務単価の公表を始めたのが1997年ということですが、それ以降で、この2桁台の大幅な引き上げは初めてだということでございます。

最近の情勢を振り返ってみますと、東日本大震災、テレビのニュースでも公共工事をめぐって労務費が高騰して施工者が決まらない、入札不調が相次いでおりましたし、最近、建設業を取り巻く状況の中で、いつも言われることですが、ピーク時の平成4年の公共建設投資額、昨年度の見通しで、そのピークから比べて46%減とか、それから就業者数も、この間減っておりまして、約2割減というような状況がありました。投資額が少なくなるということを受

注競争が激化をして、低価格入札案件の割合が年々増加している。そのし寄せが労働者に行きまして、全産業の中でも賃金の下落率が大きくて、これは国交省の資料にありましたけれども、男性労務者の比較では、全産業よりも26%低い水準であるというふうに記載をされておりました。

こうしたことから、国も実態に合わせて、この労務単価を上げることで公共工事が円滑に実施されるように、また若年層の就労も促して人手不足解消につなげたいという考えのようです。太田国交大臣も会見で、職人不足が深刻と。今後の災害対策、インフラ更新のために適切な賃金を支払って、人材を育てていかなければいけないという強調をしておりました。

そこで、本県の状況についてお伺いをさせていただきたいと思います。まず、3月末に国交省が示した平成25年度の公共工事設計労務単価、以下、労務単価ということでお話をさせていただきたいと思いますが、全国平均と本県の状況はどういうふうになっているのか、お伺いをします。

手塚技術管理課長 本県の労務単価の状況でございます。全国では15.4%となっているということでございますが、山梨県におきましては、全職種の平均でございます1万7,840円から3,290円アップ、2万1,130円となりました。これは、2万1,130円は全国で5位という数字であります。パーセントで18.4%と把握しております。

現場で働いておられる普通作業員を見ますと、24年度は1万4,200円、これが3,200円アップの1万7,400円と。これは22.5%アップ。1万7,400円は全国で2位ということでありまして。全国15.4に対して山梨県は18.4という数字でございます。

以上でございます。

安本委員 大変朗報だというふうに思います。今回は、これに加えて特例で、本年の4月1日以降に、既に入札は前年度で終わっていても、今年度になって契約したもののについて、その契約案件が旧労務単価であれば、新しい労務単価で積算をし直して変更できると。これには受託者側からの申請が必要なんですけれども、このことについては、しっかり県として広報していただいたのかどうか。そして、変更契約がどのような状況なのか、お伺いをします。

手塚技術管理課長 今回の特例措置でございますが、今、委員がおっしゃられましたように、4月1日以降の契約の案件から、国のほうは対応できるというように、我々も通知をもらいました。県におきましても、4月1日以降の契約における工事につきましても、その新単価に変更できるという通知を、建設業団体連合会及び建設業協会宛てに、4月23日付で通知しております。

現在の契約内容ということでございますが、県土整備部におきましては、4月1日以降の契約案件が約130件ございました。その後、業者からの申し出により、約9割の115件が変更増を行っているという状況でございます。

他の部局につきましても今、数値を取り寄せているところでございます。以上です。

安本委員 周知をしていただいて9割ということですが、漏れのないようお願いをしたいなと思います。国交省として、大臣は労務単価の引き上げとともに建設業団体の代表者と会いまして、適切な賃金水準の確保について直接要請を、国のほうはしていますけれども、県としても適切な価格で契約できるように、また適切な水準の賃金の支払い等を促進していく必要があるというふうに思

いますけれども、県ではどのように対応されていますでしょうか。

手塚技術管理課長 当県におきましても、国土交通省より6月11日付で「公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金の支払いに係る請負業者への指導について」という通知文がございました。これに基づいて行っているところですが、まず適切な価格の契約ということですが、今、私ども入札方式で取り入れております低入札価格調査基準価格及び最低制限価格により適正な工事執行が履行できる判断材料としていることから、今後も、この入札方式を継続していくことで適切な価格の契約ができると考えております。

あと、賃金の支払いにつきましては、適切な賃金を支払っていただけるよう、建設業協会等の意見交換会がございますので、機会あるごとに要請を行っていきたくと考えております。

以上です。

(社会保険への加入促進対策について)

安本委員

しっかりと要請をお願いしたいと思います。

それから、今回の引き上げには、社会保険への加入徹底の観点から必要な法定福利費相当額、これも反映をしているということです。社会保険への加入状況、県の状況はわからないんですけれども、その加入も促進すべきだと思えますけれども、その対策について伺います。

遠藤建設業対策室長 加入促進の取り組みの御指摘でございますが、昨年度から全国ベースで加入促進の取り組みを開始しております。全国協議会、関東地方協議会、山梨県においては、その下部組織であるワーキンググループというのを立ち上げまして、県それから国土交通省と厚生労働省の各出先機関、各種の建設産業の団体、行政書士会、社会保険労務士会をメンバーとする体制を組んで情報共有と連携を図っているところです。

制度上の取り組みといたしましては、経営事項審査は昨年7月から、加入義務があるにもかかわらず入っていない業者に対しては減点幅を拡大している。

それから、許可や経営事項審査に当たって、そういった企業が把握できますので、それ以後は、まず我々のほうから文書で2度、加入についての取り組みをするように文書指導を行います。それにおいても是正がされない場合には、社会保険の担当部局に通報するというシステムであります。

最後に、また各種団体においても、全国ベースで促進計画を策定しておりますので、それによって浸透を図っているという状況でございます。

(低入札価格の調査基準価格の改定について)

安本委員

ちょっと数字はお伺いしませんけれども、全国でも雇用保険、健康保険、厚生年金の加入率が出ています。ぜひ、しっかり対応をお願いしたいと思います。

先ほど話が出ていました低入札価格調査基準価格、これも国のほう改定を、5月ですかね、しました。どういうもので、どういう見直しをされたのか、お伺いをしたいと思います。

手塚技術管理課長 まず低入札調査基準価格の改定でございますが、低入札調査基準価格とは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準ということです。今、山梨県では一般競争の中に、普通の一般競争の方式と総合評価落札方式、2つやっております。普通言っている一般競争入札というのは、最低制限価格というものを設けております。その最低制限価格は、



そのラインを下回ると、失格というルールです。総合評価落札方式は、低入札価格調査をする基準の価格でございますが、それは法律上、そこを下回っても、調査して履行できるということが認められれば契約していいということになっています。そのラインを今回は計算する式をアップしたということでございます。ですので、今までよりも2%ぐらいにアップされるということで通知され、我々県においても行うこととしております。

本県におきましても、6月10日付で建設業協会に通知することとしております。

それから、7月1日以降から、公告する工事につきまして、一般管理費に占める計算式の割合を0.55にアップするという対応していきたいと考えております。

安本委員

本県も見直すべきだということを、次にお伺いしたかったんですけど、先に答えていただいてありがとうございます。

この質問の最後に部長にお伺いをしたいんですけども、社会資本の老朽化対策、それから今、防災・減災対策、災害に強い県土づくりということで求められていますけれども、こうした労務単価、それから低入札価格調査基準価格の改定が、工事の金額が上がっていくんですけども、しっかりと実態として、建設産業の経営の改善とか、人材の確保・育成、これらに実効あるものとして反映していくということは一番大事ではないかと思っておりますけれども、部長の御見解をお伺いしたいと思います。

上田県土整備部長 我々とすると、地元の建設業に生き残っていただいて、我々とともに役割を果たしてほしいということが、まずありますので、今回のような改定というのは、地元のゼネコンについて足腰を強くするために非常にありがたいと思っております。

東日本大震災でも勉強したことでございますけれども、東北道は大手のゼネコンと地元のゼネコンなどが請けました。しかし、だんだん地域へ行けば行くほど、地元のゼネコンが、まず道路をあけるんです。道路はあけないと、次の救助が入っていけない。まずはあけることが非常に大事だということで、そこには、その地区を知っている、あるいはその人がいて、というのがあって、その地区のために尽くすというところの意思のある、そういう業者がいないと、やっぱり地域の安全は守れないということです。ですから、こういうことのできる地元の業者は不可欠と思っております。

身近な問題でいえば、雪が降ったときにすぐかいていただける除雪、または夏場に台風のときに土砂や何かが崩れたならば、すぐに手当している。やっぱり、なくてはならない存在だと思っております。

もう1つの考え方として、公共インフラの整備ということですけど、私たちが使っていますし、子供とか孫が使うものですし、ほかにも子供たちにも来てもらう仕組みになっております。今、県では、県内のインフラについて総点検をやっています。必要な事業は、これからも点検の結果、出てくるだろうし、やらなければならない事業というのはめじろ押しの状況です。この2月にも、大型補正で大変ありがたかったんですけども、これは経済対策という意味もありますけれども、我々とすると、ストック効果。物をつくることができたりすることも大変ありがたく思っておりますけれども、ただ一過性で終わると、その辺、やはり企業も新しい人材を確保するというのを、またちゅうちょする部分もあるかなと思っております。継続的に予算を必要なものを、良質なインフラを確保して、良質なものをつくって、それからまた健全な形で保っていくとい

うことをやっていかなきゃならんと思っていまして、継続的にある程度予算が必要だろうと思っています。

ついては、国の動きも見ながら、国または世間の皆さんに、その必要性を訴えていく機会をつくりたいと、そういう努力をしなければならないと思っています。

以上です。

(通学路の安全対策について)

安本委員

丁寧な答弁と応援をいただきましてありがとうございます。

もう1点ありまして、これは簡潔に終わりたいと思いますけど、通学路の安全対策についてです。本会議のほうでも、これまでも出てきましたけれども、通学路の安全対策、警察、それから学校、また県土整備部で進めていただいていますけど、県管理の道路については、昨年度から3年間で全て対策を講じていただけるということで伺っていますけれども、平成24年度末での進捗状況についてお伺いしたいと思います。

鈴木道路管理課長 通学路の安全対策で、県管理道路につきましては、24年になりまして、大体209カ所ございますが、そのうち97カ所が対策済みということで、進捗率は46.4%でございます。

以上です。

安本委員

順調に進めていただいております、ありがとうございます。ちょっと心配しているのは、市町村管理と、国の管理もあるのかもしれないけれども。市町村のほうは心配なんですけど、県のほうでは、その状況については把握、掌握をいただいているのでしょうか。もしわかれば市町村管理の道路の進捗状況についてもお伺いしたいと思います。

大久保道路整備課長 市町村道において要対策箇所が373カ所。そのうち、平成24年度までに122カ所が完了しています。本年度、153カ所の予定でございまして、26年度に98カ所で、26年度までに全て完了する予定でございまして。

安本委員

わかりました。県のほうでも市町村道のほう、安全対策の対応を把握をいただいているということで、しっかり、これも3年度内で終わるように、今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

質問を終わります。

(トンネル天井板の撤去工事について)

齋藤委員

1点ちょっとお伺いしておきたいわけですが、昨日の一般質問にもちょっと関連がありますが、御坂トンネルの天井板の撤去工事、それから愛宕トンネルの天井板の撤去、今、調査、設計、続けているようですが、今の状況からいくと、いつごろ、この撤去作業が始まるのか。そして、撤去作業に入った場合、どれぐらいの期間で、この作業を終結することができるのか。これは、やっぱり、いろんな観光業者とか、いろんな人たちが非常に興味を持っておるところでありますけど、その辺の日程等々を、まずお聞かせ願いたいと思います。

鈴木道路管理課長 天井板の撤去につきましては、今それに向けまして調査等をやっておりますが、それがまだ、いましばらくかかるということでございます。それにあわせて、天井板を撤去する際、どのような施工の方法をするのか。当然、使

っているトンネルですから、車が通っておるということで、どのように安全を確保しながら、また影響等もいろいろあるかと思しますので、そういう影響を少なくするようなということですが、そういう施工方法について検討もしております。

それから、あと天井板を撤去して、その後、換気をしなければならないというようなこともございますので、それについても今、どのような換気方法をとっていくのかということも検討中でございます。

いつからということもございますが、今そういう状況で、いろいろ課題が多うございますので、まだ、いましばらく、その現状に時間がかかるということもございますので、また地元の方々あるいは関係機関等の調整等もございます。今ここで、いつからとは、まだ少し申し上げられない状況でございます。できるだけ早くというふうに思っておりますけれども、そういう調整等も、やはり慎重にしていかなきゃならないと思います。

もう1点、どれぐらいの撤去に時間かかるのかということもございますが、これも、やはり施工方法によりまして変わってくるということもございます。例えば全面的に通行止めでやるのか、あるいは時間を区切って通行止めなりをやるのかという、かなりそれで時間も変わってきますので、それを今、検討中でございます。それも、先ほど申しましたように、できるだけ早く検討結果を得たいとは思っておりますけれども、今ここで、いつからということは申し上げられない状況でございます。

以上です。

齋藤委員

わかりました。いずれにいたしましても、今、要するに計画中、いつごろと言えないということですが、しかし、大体いつごろまでに調査とかそういうものを終えて、大体いつからはやりたいという1つの目標ぐらい持っていなきやおかしいと思うわけですよ。そうしなければ、じゃあ、今年中には、まだ点検作業、調査ができないから、来年になってしまうとか。そうなると、大体、目標を定めなければ、こういう作業というのは進んでいかないわけなんです。その辺をもう一度。大体、目標、いつごろまでに完了して、作業はいつごろからやりたい。例えば観光シーズン終わったいつごろからやりたいとか、そういうことの目標はあると思うんです。その辺はいかがですか。

鈴木道路管理課長 今おっしゃられましたように、目標がないとずるずるいくと私も思っております。ということで、今のところ、何事もなければ、年度内には何とか着手、あるいは撤去ができればと思っております。これも、あと、先ほど申しました点検の結果にもよると思うんですが、一応そういう目標で今やっていきたいということですが。

主な質疑等 森林環境部関係

※第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(森林整備加速化・林業再生基金事業費について)

浅川委員

今の予算、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金ということですが、これだけの大きな金額を当初予算でどうして計上しなかったのか、その説明を

お願いします。

田邊林業振興課長 今回予算計上したものは、国の経済対策である平成24年度補正の強い林業・木材産業構築緊急対策に呼応したものであります。これは全国的に非常に予算規模も大きく、国の補正予算の段階では事業の熟度がさまざまであり、枠取りを大きくとってきたものであります。その中で当初予算計上時に事業内容が確定したものは当初予算に計上し、詳細が未確定の分については、今回、補正予算に計上となったものであります。

浅川委員 この中で具体的に見ると、3つの大きな事業に取り組まれるようですが、木造公共施設等整備事業、それから木質バイオマス利用施設等整備事業、地域材利用開発事業について、どんなふうに、どこの地域でやるのか、具体的に説明していただきたい。

田邊林業振興課長 今回、予算で計上したものの具体的な取り組みについてお答えします。当初予算におきましては、高性能林業機械等の導入、3事業体、2,300万円余を計上しております。あと木材加工施設の整備、4カ所、1億4,900万円余を計上しております。木造公共施設整備として4施設、5億2,400万円余を計上しております。

そのほか、今回、補正予算につきましては、3カ所の木造公共施設の整備に対し2億5,488万3,000円を補助するものであります。このほか、3カ所の木質資源利用ボイラー、1カ所の木質燃料製造施設の設置に対し助成を行うものであります。

あと、地域材利用開発事業につきましては、産官民から構成されるやまなし水源地ブランド推進協議会が、地域材を利用し製品開発を行う事業に対しまして助成を行うものであります。

浅川委員 ちょっと今、木質バイオマスのボイラーの話をしましたけど、具体的に場所は決まっているんですか。

田邊林業振興課長 具体的な場所でございますけれども、南アルプス市金山沢温泉、湧泉李の里「樹園」、やまなみの湯、その3カ所で木質ボイラーを設置する予定であります。

浅川委員 先ほどの質問で、場所はどこで、どういうふうにするのかということ、まとめて質問したつもりだったので、説明のほうは具体的にしていきたいと思います。

田邊林業振興課長 補正予算の木造公共施設について具体的なお話を申し上げます。まず小菅村役場庁舎の公共施設、それから笛吹市の介護施設。これは短期入所、デイサービスを行う施設であります。もう1つ、甲府市の介護施設。これは短期入所を行う施設です。そこの3カ所に、今回の補正で助成を行う予定です。

浅川委員 3つに大きく分けて事業をやって、7億円余からの事業だから、できれば委員会なので、知っておきたいという部分もありますので、詳細に説明をしていただきたい。

田邊林業振興課長 詳細に説明させていただきます。まず1カ所目の小菅村役場庁舎について

でございますけれど、これは木造2階建て、延べ床面積800平米に対する助成でございます。補助の対象金額としては8,000万円程度を予定しております。このうち県産材の使用量は、現段階の計画から算定すると、約80立方メートル程度を予定しております。

次に、甲府市に建設される介護施設でございますが、これは医療法人が建設するものであります。施設の概要は木造2階建て、延べ床面積485平米で、これに対して助成する補助金は約3,300万円でございます。県産材の使用量は、この施設に対して、およそ50立方メートル程度を予定しております。

次に、笛吹市に建設される予定の介護施設でございますが、これは社会福祉法人が建設するもので、短期入所、デイサービスを目的としたものでございます。これは木造平屋建てで、延べ床面積1,356平米に対し、補助金が約1億4,000万円を助成するものであります。県産材の使用量は約130立方メートル程度を予定しています。

次に地域材利用開発事業でございますけれども、これは総事業費800万7,000円でございます。事業主体はやまなし水源地ブランド協議会でございます。この協議会が行う製品開発に対して助成をするものでございますが、製品を開発する予定のものは、災害直後を想定し、構造規格を統一化した居室、キッチン、浴室等生活レベルに必要な機能をボックス化した、災害などの際に軽トラックでも運搬できるような、そういった仮設住宅の製品開発に取り組むこととしております。

以上、補正に関する詳細を説明させていただきました。

浅川委員

当初予算もかなり大きな額の中で、これだけの予算を補正して取り組んでいくということは、県産材に対する取り組みも大変なものだと思いますが、県産材を利用することによった政策効果を教えていただきたいと思います。

長江林務長

非常に大きな予算になったところでございます。国全体の予算としても非常に大きなものがつきましたので、私どもも林野庁のほうへ積極的に働きかけをしまして、地域の要望に、この際、できるだけ応えたいということで確保させていただきました。

その結果として、例えば木造公共の施設についてお話ししますと、これは「山梨県内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」というものをつくってございますが、これをつくった23年の3月以降、21の公共施設に県産材を使用してきたところですが、今回の予算措置によりまして、これに7つを加え28になるということで、相当の前進かと思っています。また、木質バイオマス利用施設に関しますと、今回の補正も含めた対応によりまして、県内の製材所で発生する端材は、大体全部、こういう分野で利用できるようになるなど、相当大きなエポックになる予算かなと思っています。

これを単に一過性の整備ということだけじゃなく、例えば木造公共でできた建物について、事業実施主体の方と県と連携しながら、できたものがこんなに素晴らしいということをPRするなど、県産材の利用拡大に長期的に役立つように使っていきたいと考えてございます。

浅川委員

素晴らしい取り組みだと思いますが、知事もエネルギー局をつくって、エネルギーの地産地消という流れの中で、このバイオマスの部分については、やはり、かなり重要だと思います。今のこの林務として取り組んでいる端材だとかそういうものを含めた流れの中で、これからそういう部分にもっと取り組んでいくような姿勢がありましたら、答えていただいて質問を終わらせてもらいま

す。

長江林務長 木質バイオマスの利活用につきましては、今年度、計画の見直しを検討してございます。その中で、県全体のエネルギー政策、積極策がございまして、できるだけの対応をしていくということで検討を進めたいと思っております。

その中で、今も製材所の廃材のようなところはここまで来たというお話をさせていただきましたが、やはり山に切り捨てられている未利用の材がございまして、こういったものを、より積極的に活用していくというのが重要な課題になるかなと思っております、そんなことも含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第25-4号 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

意見

高野委員 これは請願として議会に出され、県のほうへも出されているということで、しかしながら、今まだ調査中であるという観点から、継続審査でお願いしたいと思います。

(ほかに「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(やまなし水政策ビジョン(案)策定について)

樋口委員 新年度になり県民の皆さんの何人からか御質問いただいたり、間に入って皆

さんに私からお話しもしております。県政広報紙「ふれあい」春特集号に記事が掲載されましたが、それによって県民の関心がどのようにあらわれたのか、具体的に顕著な例があれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

芹沢森林環境総務課長 やまなし水政策ビジョンの策定の過程におきまして、地下水とか水源地域保全への関心の高まりということがありまして、森林環境税導入、地下水及び水源地域の保全に関する条例を制定いたしました。条例につきましては、この4月に全面的に施行しており、水に関する関心はかなり高まってきていると感じております。

樋口委員 本会議でも富士山周辺の地下水のことについて質問がありましたけれども、基本的に地上の水よりも地中の水のほうが圧倒的に多いということだと思いますけれども、前回の指針を策定した平成17年のころから現在に至るまで、その水量とか、保全状況など、その辺についてはどのような調査結果をもとに、新たなビジョンをつくらうとしているのでしょうか。

芹沢森林環境総務課長 県が実施した水資源実態等調査による地下水の量としましては、約36億トン、その中で、生活用水に使われるのが約1億トンということがわかってきました。節水などにより生活用水の使用量は減少傾向にあり、工業用水につきましても減少傾向にあることから、全体の使用量としては、減少傾向で推移していると考えております。

樋口委員 そのことは、このやまなし水政策ビジョンに詳しく書いてあるのでしょうか。

芹沢森林環境総務課長 やまなし水政策ビジョン（案）の中に、国際的な水問題とそれから国内の水資源、山梨県の水資源というところで記載がございます。

樋口委員 よく読ませていただいて、意見を言うころには、もう策定されていると思えますけれども。

最後に1つ。2ページの行動計画と、真ん中に水政策ビジョンがあって、左に県、市町村、県民、企業と。あと、右側にいろいろな県の施策とございますか、計画があるわけですが、この図の見方をちょっと説明いただいて、私の質問を終わります。

芹沢森林環境総務課長 2ページの水政策ビジョンの役割というところがございます。やまなし水政策ビジョンにつきましまして、説明にございますように、総合的な指針としての役割、それから2つ目の丸にございますように、個々の計画等との連携ということで、既存計画の見直しとか、個別計画の策定の際には、この水政策ビジョンに沿った中で見直しあるいは策定をしていただくというような役割を考えております。

(武田の杜の再整備事業について)

永井副委員長 甲府市北部にあります武田の杜の再整備事業について幾つか御質問をさせていただきます。

まず、この武田の杜の再整備の基本方針についてお伺いをいたします。甲府市の市街地にも近く、自然豊かで、県民の憩いの場として親しまれている武田の杜ですけれども、この再整備については、これまでも本会議や委員会の場で何度か取り上げられております。サービスセンターや遊歩道、駐車場などの整

備について、平成23年度から再整備に着手されているところですが、今回の再整備の基本方針について、改めてお伺いをいたします。

島田県有林課長 武田の杜の再整備は、恩賜林御下賜100周年を記念しまして、健康の森ゾーンを中心としたエリアを、県内外からさらに多くの方が訪れる魅力ある森林公園として再整備するものであります。

お尋ねの基本方針ですが、4つありまして、まず1つが森の癒やし機能の発揮ということで、市街地に隣接する里山林の自然環境を生かしまして、健康増進の場として森林セラピー基地にするといったものを1つの方針としている。

2つ目は、非常に眺望のよい場所でございますので、甲斐の山々ですとか、市街地眺望ポイント、そういったところの整備拡充を方針としています。

それから3つ目は、恩賜林の歴史や役割の紹介ということで、展示物等の更新を行います。

4つ目は、この公園内の車道の整備、駐車場の整備といったことで、公園利用者の利便性の向上を図る。

以上の4つを方針としまして、今、整備を進めているところであります。

永井副委員長 ありがとうございます。今の森の癒やし機能のところ、森林セラピー基地というお答えがありましたけれども、この森林セラピー基地の認定と今後の進め方について幾つかお伺いをいたします。

武田の杜の中でも健康の森については、多くの県民が森林の中を散策するなど、自然との触れ合いを楽しんでいる場となっております。こうした中で、一昨年6月の本会議で、安本議員の質問に対して、森林セラピー基地の認定取得に取り組んでいくとの御答弁がございましたが、その後どのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

また、セラピー基地も含めて、再整備の今後のスケジュールや事業の進め方について、どのようなお考えであるか、お伺いいたします。

島田県有林課長 森林セラピー基地につきましては平成23年度に、NPO法人森林セラピーソサエティに対しまして、認定申請を行いまして、昨年度、平成24年度に公園内で生理試験ですとか心理試験、そういったものを行いました。その結果、今年の3月22日でございますが、認定を受けることができました、森林セラピー基地という名前が使われるようになりました。

それで、今後、認定を受けられたものですから、現在、その森林セラピーのプログラムですとか、それを行う体制づくりについて今年度、検討を進めているところであり、来年の春には体制の整った段階でオープンをしたいと考えています。

スケジュールにつきましては、森林セラピーを行うためにはプログラムを造る必要があり、プログラムの整備を今年度行い、それを行う体制についても今年度に整備を行う。そして平成26年の春には、それが完了しまして、一般の方々が使えよう基地としての機能を持たせる、そういったスケジュールでございます。

永井副委員長 今のは森林セラピー基地のことを言っているんですね。その駐車場等も多分、整備を今年度されると思うんですけども。

次に、公園の魅力を高める取り組みについて幾つかお伺いをします。

この武田の杜で非常に好評なのが、夜間の開園時間を延長して、平成21年から行っている桜や紅葉のライトアップがあります。桜は駐車場の整備で中止



となったと伺っていますけれども、ぜひ新たな指定管理者との協議の中に、このライトアップの継続を取り上げていただきたいと思います。

また、森林セラピー等も含めて、来園者に楽しんでいただくための取り組みを積極的に進めてほしいと思いますが、今後のこの魅力を高める取り組みについて、どのようなことをお考えなのか、お伺いいたします。

島田県有林課長 夜間のライトアップにつきましては、現在、これも指定管理者であります林業公社が、自主的な取り組みとしまして、ちょうど市街地の眺望がいいものですから始めていただいています。平成21年ごろから始めておりまして、非常に地域の方、あるいは訪れる方に好評を得ています。

今後におきましても、この森林セラピー基地ということを受託を受けましたので、これを契機としまして、森の癒やしと、それから眺望、こうは基本方針の2つでもありますけれども、これらを生かした、ライトアップも含めまして、こういう取り組みを、新たな指定管理者と連携しながら、さらに一層、取り組んでいきたいと考えています。

永井副委員長 公社から新しい指定管理者に移ると思うんですけれども、ぜひ、こういった魅力を高める。非常に地域の方たちにも好評で、私も何度か伺ったことがあるんですけれども、非常に見事な景色とライトアップですので、また、せっかくセラピー基地ができますので、そのコラボみたいなものも図っていただけたらと。

また、今おっしゃったように、武田の杜から見る夜景なんかも非常にきれいであると承知しているんですけれども、例えば夏の時期に子供たちを集めて星の天体観測と、その眼下に広がる夜景を楽しむような催しを考えてみたりとかですね。そうすれば、郷土教育と理科の学習を同時にすることができたりとか、今からセラピー基地ができて、さまざまな可能性があると思います。バラエティーに豊かな活用策をぜひ練っていただきたいと思います。

最後にもう1点だけ。来年の春にこれがオープンになるということですが、オープンに向けて、やはり、できたものを活用していただかなければ、なかなか意味がないと思うんですけれども、ぜひ、私も地元の近くですので、ここをPRしていただいて、県内外の方に利用をしていただきたいと思います。この広報とかPRのことについて、今の段階でどのようにお考えか、最後にお伺いして質問を終わります。

島田県有林課長 最初の御質問ですけれども、現在でも、夏休みに親子森のキャンプといったことで、夜に林内を歩くとといったそういった催しもやっておりますので、ちょうど新しい指定管理者となるので、そこで、またこういった取り組みも引き続きやっていくような形で、連携して進めていきたいと考えています。

それから、2点目の来年に向けての取り組みですが、今現在、そういった体制とかプログラムの運用について考えている中で、それに当たりましては、地域の住民の方とか、それから地域の観光業、そういった団体の方々の意見を聞きながら、これを進めていくことにしております。こういったことを踏まえまして、甲府市とも連携して、広報誌などにより、新しい内容になったところを積極的にPRしていきたいと考えています。

(松くい虫被害対策について)

保延委員 松くい虫の件でお伺いをしたいんですが、今、松くい虫の被害が騒がれて長い時間がたつわけですが、山梨県の松くい虫の対策、こういったものは今どういう状況ですか。

江里口森林整備課長 松くい虫被害対策につきましては、県下にアカマツが大体3万1,000ヘクタールほどありますが、今の防除の考え方は、保全すべき松林、例えば昇仙峡であったり、塩山の塩の山等を保全するための施策として、その周辺の松林とあわせて、松くい虫の防除を実施する事業展開をしていくこととしております。

保延委員 防除といいますと、防除の方法とか、どういうことでやっているんですか。

江里口森林整備課長 まず松くい虫被害にあって枯れた木につきましては伐倒し、駆除するというようなやり方。あと、予防的な処置として樹幹注入ということで、薬剤を入れて、赤くならないとか、枯れないようにしているというような対策をとっています。

保延委員 今現在の甲斐市の北部、甲府市の北部。今も武田の杜の話が出ましたが、特にこの時期になりますと、周りがみんな緑になるんですね。そうすると、ほんとうに松くい虫の被害の状況が目立つわけです。こういった現状を把握していますか。

江里口森林整備課長 甲斐市の北部及び甲府市の北部等、いわゆる昇仙峡の周辺につきましては、先ほども申し上げましたように、保全すべき松林として県のほうでも位置づけています。基本的に、松くい虫の防除については、所有者が防除するというのが大原則になっています。ただ、公益性を考えまして、県及び国の補助金をもらって市町村が調査をして防除をする。県有林につきましては、所有者である県が対策をとるというような形で、調査並びに防除をしております。

保延委員 現状を見ますと、特にあの辺は私有林が多いところですから、私有林の所有者が個人で、現実的にはそんなことはしていません、全然。ですから、その方法。例えば去年から森林環境税とか、そういう税金を取っているわけですから。しかも整備の状況が40%ぐらいしかないということでもありますので、まず最初に、そういったものに対して、そういった整備をしていかないと、何のための森林環境税なのか。そういうことが全然県民にもわからないし、しかも執行率が40%なんていう状況でありますので、そういったことに、もっと、その税金を投入したらどうでしょう。

江里口森林整備課長 森林環境税につきましては、県内に1万9,000ヘクタールある荒廃林を早急に整備するという形の中で事業を展開させていただいています。それと、森林環境税の中の里山林の整備という人家の近くの、いわゆる昔の里山と言われているところの整備とに、例えば今言われた松くい虫の防除について、活用することはできるかと思えます。ただ、先ほど言いましたように、松くい虫については国、県の補助金がございますので、その中で調査して、早急に対策をとる必要があるものについては、市町村並びに県で対応させていただきたいと考えてございます。

保延委員 いずれにしても、よく現場へ行って、状況を見て。物すごいもんですよ。特にこの季節になると、周りが緑になりますと、物すごく目立つ。あんなものは、今、富士山の世界遺産とか、いろいろ県外からお客さんが来るわけですから、

そういったことから、とにかく手始めに。特に森林環境税という、そういう税金まで取っているわけですから。そういったものを、とにかく目に見えるものに活用してやらなければ、これは県民が見たって、何のための環境税だと、そういう声が出てきますよ。ぜひ、その辺をよく現状を見て対策をしていただきたいと思います。

江里口森林整備課長 確かにアカマツが枯れ赤くなること。特に昇仙峡などの観光地で、そういうような状態になることは、好ましいことではございませんので、県も積極的に調査に参加するなど、市町村とともに対応していきたいと思っております。

(森林環境税を活用した事業の執行について)

望月委員 今の森林環境税に関しまして、一言、お聞きしたいんですけど、この前もちょっと聞いたときに、森林環境税、平成24年の4月1日から導入されて、24年度は導入初年度ということで、恐らく事業の説明などのため、ちょっとおくれて事業にかかった。そういう状況の中で繰り越したということで、25年度には通常量の倍以上の、森林整備を実施するわけですけど、その点について1点。果たして、25年度に、こうした繰り越し分も含めた中で、実際に施業が実施できるのかどうか。それから、森林組合を中心にして、恐らく事業を実施していくと思うんですけど、そのとき事業者が事業を達成できるのかどうか。そういうことを、ちょっとお聞きしたい。

江里口森林整備課長 森林環境税につきましては昨年度から実施しまして、先ほど望月委員がおっしゃったとおり、一部事業については繰り越しをさせていただいたということでございます。今年度の事業が当然あるわけで、この事業とあわせてやっていくこととなりますけれども、昨年おくれた理由の1つとして、所有者とか、事業体に対しての説明などに時間がかかっております。今年度は、2年目ですので、その辺については、大部、短縮ができることから、昨年の繰り越し分を含めて、年度内に完成をするように努力していきたいと考えています。

望月委員 その努力はわかるんですけど、全て努力、努力でいくんですけど、私が一番心配するのは、やはり、去年は特に事業執行の初年度ということで、事業の執行が遅れたところもあるんですけど、繰り越しを含めると24年度執行分の倍以上の事業量が25年度にある状況を見て、もし、25年度に計画の整備が完了できない場合は、恐らく26年度へ繰り越しがいくと思うんですね。森林環境税を1年間集めて事業を実施する中で、事業計画をどのように組んでいるのか、ちょっとお聞きしたい。

江里口森林整備課長 事業の実施主体は森林組合とか事業体をお願いしているという形で、そのために事業体のほうで森林所有者と協議をして、どこの部分について、どの程度の事業量をやるかということ、まず現地調査をして確認をとっております。その中で、同意に向けて、事業を執行するに当たって一定の条件がありますので、その条件をのめるかどうかということで、所有者と県と事業体で三者で協定を結び事業を執行していくことで考えています。

一番の課題は、やはり森林組合を初めとした事業者がいかに動いていただけるかだと思っていますので、森林組合だけでなく事業者も含めて、幅広く県としても周知をしていって、事業の掘り起こしを早目にしていきたいと考えています。

望月委員 今ちょっと昨年1年間の状況を、県の立場の話をお聞きすると、森林組合を中心に今実施しているようですが、民間業者もあるわけですね。私の地元は林業が盛んでありますので、森林組合から聞いたんですけど、この申請方法において、非常に難しい点があって、もう少し申請時点で緩和された、簡略なそういう手続の中で申請ができないか。条件がクリアできなくて、非常に難しいということを言われているんですけど、県のほうで、地元のそういう状況を森林組合とか、民間業者から聞いて把握しておりますか。

江里口森林整備課長 1年間実施して、いろんな御意見とか、御要望とかもお聞きしております。ただ、我々としては、森林所有者の方に、森林環境税という税金を投入させていただく関係もありますので、最低限ここだけは守っていただきたいというものについて合意をさせていただき、その線が崩れない範囲内で事業の簡素化とかいうものができるようであれば、それは当然、前向きに検討していきたいと思います。

望月委員 保延委員からも話があったんですけども、私も県民の皆さんから森林環境税の導入について、こうして税を、私も取られているが、その反面、何か県のほうでも、24年度の1年間やってきた事業、それから25年度に対する事業、これからも、そういった里山林とかいろいろ森林施業の計画的なもの、そういうのが一向に県民に知らされているような場とか、そういう告知されるような、県の広報とか、市町村の広報を通じたりとか、そんなものが何か手薄のように思うという意見も聞いている。そこで、新税に対する県民に対しての県としての、そうした内容的なものを、もう少し丁寧に知らせる、そういう方法をとってもらえないか、この辺を、ちょっとお聞きします。

江里口森林整備課長 税金がどのように使われているかというようなことについて、もっと詳細に県民の皆さんにお知らせするべきじゃないかという御質問だと思います。我々としても、今、ホームページ等では御紹介していますけれども、それだけではなくて、県の広報紙、市町村の広報紙でも、そういう実績についても広報していきたいと思います。また、県にいろんなイベントがあり、例えば「森林のフェスティバル」とか、そういう多くの人たちが集まるような場所で、実際に整備した状況の写真を展示して、こういう効果があるんですというようなことの御説明も、あわせて行っていきたいと思っています。

望月委員 今、そういう前向きな発言を聞いたんですが、林務長にもちょっとお願いしたいんですけど、今年、南部町で緑化祭がありました。県下あちこちにそういう森林の関係のお祭りがあると思うので、そういうときに、今のお話じゃないですけど、やはり県民に、もう少し徹底して、この新税の使い道の内容的なもの、事業計画の状況、また結果等も提示してもらえるような、そんな方向をとっていただきたいんですけど、いかがなものでしょうか。

長江林務長 ただいま委員からもお話ございましたとおり、県民の皆様はどういうふうに伝えたらわかってもらえるか、大変重要な課題でございますので、先ほど課長からも答弁させていただきましたけれども、いろんな機会を通じてPRさせていただきたいと思っておりますし、また、それがわかりにくいということがあればフィードバックして、さらによりよいPRの方法を工夫して進めていきたいと思っています。

望月委員 特にその点をお願いします。森林環境税については、これからもまだまだ県民に対して信任を得まして、山梨県内の森林整備にかかるわけですから、ぜひよろしく願いいたします。  
終わります。

山田委員長 ほかにございますか。  
それでは、所管事項、審査を終了するんですが、先ほど浅川委員が補正予算のところ質問した中の、木造公共施設等の整備や木質バイオマス利用施設等の整備について、どういう補助の仕方が、ちょっとすみません、お聞かせいただきたいんですが。

田邊林業振興課長 先ほどの木造公共施設等の整備、それから木質バイオマス利用施設等の整備についての補助金についてのお問い合わせでございますけれど、これは、まずは木造公共施設等整備につきましては、補助金の算定に当たりまして、2つの方法がございます。1つは対象となる経費の2分の1が上限ですがけれども、木材の使用量を勘案して、最終的に補助金額を決定するということになっています。

工事費の中にある木材の使用された面積に標準単価を掛けて、それから、全体量、どれぐらい使われているかという点に単価を掛けて、それを合計した額と2分の1を比較しまして、その安いほうの額ということになっています。

木質バイオマス利用施設等につきましては、補助対象経費の2分の1の補助ということになります。

以上であります。

以上

土木森林環境委員長 山田 一功